

令和4年度第1回伊予市文化財保護審議会議事録

令和4年7月27日

【日時】令和4年6月29日（水）10時00分～12時00分

【場所】IYO 夢みらい館2階 会議室201

【出席者】審議会委員：門田真一会長 岩田恒郎委員 胡光委員 遠藤貢治委員  
岡田敏彦委員 久保繁行委員 鈴木洋委員 玉井光憲委員  
本田壽委員 水元猛委員 三吉秀充委員 以上11名

事務局：上岡孝 窪田春樹 岡市裕二 北岡康平 佐々木正孝  
東岡由香 島崎達也

【欠席者】審議会委員：中尾治司委員

協議事項などの結果要点

- ・審議事項1「猿ヶ谷・南坂の古墳位置・包蔵地範囲について」は事務局案の通りの位置と範囲で、猿ヶ谷3号墳、南坂1号墳、南坂3号墳、南坂4号墳の台帳を修正する。猿ヶ谷1号墳、猿ヶ谷2号墳は、事務局案通り台帳を削除する。古墳の名称については、包蔵地台帳に命名の経緯を明記する。
- ・審議事項2「上吾川古泉遺跡の包蔵地範囲変更について」は、事務局案の通り、現状で3箇所に分かれている包蔵地をひとつにまとめる。名称は「上吾川古泉遺跡」とする。
- ・令和4年度の刊行物は、『愛媛県伊予市所蔵郡中層化石目録』を年度内に刊行するほか、次年度以降に向けて3件の報告書の編集作業をすすめる。
- ・令和4年度の未指定文化財調査は、福田寺調査と、市場南組窯跡群第9次調査を実施する。
- ・令和4年度は「苦厭上人開基の地」に看板を設置する。
- ・令和4年度の指定文化財の現状調査・整理は、主に「宮内家古文書(宮内家庄屋文書)」の指定対象・指定名を対象として実施する。
- ・令和4年度の市民向け普及啓発活動は、民俗映像のYoutube公開に向けた準備をおこなうほか、彩浜館での文化財の活用準備を進める。
- ・令和4年度の文化財保存顕彰事業として、県指定史跡伊豫岡古墳における支障木伐採事業が実施される。
- ・宮下新池の改修工事に伴い、包蔵地内につき文化財保護法第94条に基づく通知、および市指定史跡の現状変更手続きが必要となる。
- ・市場南組窯跡群第8次調査(令和3年度)の成果が、愛媛新聞社によってYoutube公開されているので、これを市民向けに周知する。
- ・県の祭り行事調査について、愛媛県内で網羅的な調査が実施された。伊予市が作成し

た調査報告は、県の報告書とは別に公開する。

## 委員会議事録（※発言内容は要約した）

### 1. 開会

（会長の挨拶で開会した。つづいて委員と事務局職員の自己挨拶。）

（事務局 3 から説明の後、会長に進行が移った）

### 2. 報告事項

(1) 令和 3 年度第 1 回審議会議事録の確認について（資料 1, 1-2 頁）

（会長）今年の 1 月 19 日に開催されました、令和 3 年度第 1 回審議会議事録の確認について、事務局から報告をお願いします。

（事務局 4）失礼します。前回の審議会議事録については、昨年度の 2 月 7 日に送付いたしました。新任の委員の方へは、本審議会の資料に同封して送付しております。

今回、資料 1（1-2 頁）に、前回の審議会の要点と、それについての事務局の対応を簡潔に記載しました。御確認ください。要点を端的に説明いたします。

まず、伊予市指定無形民俗文化財「岡獅子舞（岡の獅子舞）」は、保持団体の解散が判明したため、令和 4 年 1 月 26 日付で指定解除とし、その旨を告示しました。

次に、埋蔵文化財の専門家を、委員としてお招きする件については、委員 10、岡田委員への審議委員委嘱を、令和 4 年 4 月 20 日の教育委員会で承認しました。なお、前回の審議会で、事務局から、委員の委嘱を本審議会で承認するとの発言がありましたが、これは誤りでした。訂正いたします。

次に、指定文化財の現状調査・整理ですが、これは今年度の事業に組み込まれております。

次に、令和 4 年度に、『愛媛県伊予市所蔵郡中層化石目録』を刊行します。

次に、未指定文化財調査は、令和 3 年度中に、愛媛県美術館の御協力で福田寺および長泉寺にて仏像等の調査を実施したほか、委員 10 の協力を得て、市場南組窯跡群第 8 次調査を実施しました。

次に、市内の祭り・行事調査について、映像などで記録しておくのが好ましいとの御指摘を受け、民俗文化財の映像を Youtube にて公開するため、準備中です。

指定文化財の説明看板について、令和 4 年度は市指定史跡「苦厭上人開基の地」に看板を設置する予定で、現在準備を進めています。

資料 2 頁を御覧ください。歴史資料の整理や扱いについては、前回の審議会でいただいた御意見をもとに、整理を検討中です。

駆け足となりましたが、今年度の計画に含まれる内容については、このあと詳細を説

明いたします。

(会長) 議事録は、皆さまに送られております。ホームページにも議事録が公開されています。要点のみの報告となりましたが、この件で何かございますか？

(胡委員) よろしいですか？1頁目の祭り行事調査について、少しニュアンスが違うと思いますので、意見を述べます。国の補助事業で「網羅的に」祭り行事を調査して、そのなかから、指定文化財を選んでいくというものなので、指定できそうなものを調査するではありません。網羅的に調査して、そのなかで、その後消滅していくようなものもあるだろうから、記録だけでも最低限残していく。是非、網羅的に調査していただきたい。調査は大変ですので、そのなかで可能なものは映像も記録すると、前回意見を述べました。この議事録の要点は、ニュアンスが若干異なります。

(会長) ありがとうございます。事務局は、何か？

(事務局2) ニュアンスが異なるとのこと、大変失礼致しました。胡委員の仰るとおり、網羅的に調査をして、県で各市町の祭り行事をピックアップして、そこから調査を深掘りしていくというかたちで、県が調査を進めています。伊予市でも委員の皆様にご協力いただきまして、祭行事を、全てではないですが、ある程度調査を進めていったところです。今後も、記録して進めていきたいと思っております。後程お伝えしますが、映像については、可能な限り残していく、映像が残っていないものは、可能な限り記録していく方向で検討していきますので、今後とも御指導ください。

(胡委員) 網羅的に調査をして、指定できそうなものがあれば、調査ではなく「指定」という書き方をお願いします。

(会長) 議事録の要旨については、本来、事前に各委員に確認のうえで、発言の要旨が間違っていないか確認する。公文書で公開するので、ニュアンスが違うことがないように、事務局で改善をお願いします。

それでは、その他ございませんでしょうか？ では、報告事項は御了承いただいたということで、よろしく願いいたします。では、審議事項の1、をお願いします。

### 3. 審議事項

#### (1) 猿ヶ谷・南坂の古墳位置・包蔵地範囲について (3-11 頁)

審議事項の1は、猿ヶ谷・南坂の古墳位置・包蔵地範囲について、です。  
資料の3頁を御覧ください。

これは、令和2年度および令和3年度の伊予市遺跡詳細分布調査委員会で頂いた宿題です。古墳の所在地変更、削除にかかる重要な案件ですので、審議事項とさせていただきます。

論点はふたつございますので、それぞれ問題1、問題2と分けて3～4頁に提示しております。

まず、問題1から説明いたします。南坂1号墳、南坂3号墳、南坂4号墳という3つの古墳が、伊予市の包蔵地台帳に記載されているのですが、これらは字南坂ではなく、字猿ヶ谷に位置します。よって、厳密には南坂という名称は適切ではありません。令和2年度第2回伊予市遺跡詳細分布調査委員会にて、名称変更の検討が必要ではないかと、御指摘がありました。

南坂の名称を用いることとなった経緯について、調査が必要とのことでしたので、事務局で調査しました。当時、調査された方が、地元の方に地名を尋ねた際、「ここは南坂である」と説明されたそうです。よって、単純な認識違いが原因であることが判明しました。

この件に対する事務局案ですが、遺跡名の変更は混乱を生じさせるため、発見者の御意思と、伊予市が最初に設定した包蔵地名を尊重して、「南坂」の名称を継続して使用することにしたいと思います。

なお、現時点で、これら3つの古墳は、地図上に点で位置が落とされているだけなので、適切な保護のため、筆界を単位として包蔵地範囲を線引きしました。範囲については5頁の地図を御覧ください。赤い×印が、(石室)石材や祠などがある場所で、当時の調査者と現地調査しました。赤い線は筆界によります。

次に、問題2に移ります。伊予市教育委員会の包蔵地台帳における猿ヶ谷1号墳、猿ヶ谷2号墳、猿ヶ谷3号墳の位置情報について、令和3年度第1回伊予市遺跡詳細分布調査委員会において、再検討が必要と御指摘がありました。

資料6頁を御覧ください。伊予市教育委員会が作成した台帳や添付地図では、緑や青の点、または青い実線で示した場所が、猿ヶ谷1号墳、猿ヶ谷2号墳、猿ヶ谷3号墳(猿ヶ谷古墳群)の位置とされています。御覧の通り、情報が錯綜しており、正確な位置が不明でした。これは、黄色い円で示した『愛媛県古墳分布調査報告書』の位置が間違っており、これを元に作成された伊予市の台帳類の位置が間違っていたことに起因すると推測されます。

これについて、令和3年度の伊予市遺跡詳細分布調査委員会で岡田委員から御教示いただきました。その後、同委員会の元委員長である長井數秋先生から当時の情報を聞き取りしました。お二方の情報を統合した結果、6頁の赤い×印で示した場所が、猿ヶ谷1号墳、猿ヶ谷2号墳、猿ヶ谷3号墳の本来の位置であるとの結論に達しました。

なお、3つの古墳の位置と、3号墳がここだというのは、岡田委員と長井先生の供述

が一致しておりますが、どちらが1号墳でどちらが2号墳か、については不明瞭な状態となっております。6頁の地図では、仮に番号を振っています。

ところで、このうち猿ヶ谷1号墳と猿ヶ谷2号墳は、既に開発により消滅しているため、包蔵地台帳を削除したく思います。この消滅した古墳については、調査記録を未来に残す必要から、猿ヶ谷3号墳の台帳の補充カードにその情報を記載します。

新しく作成した包蔵地台帳の案は、9～11頁に記載しています。今後は、この新しい包蔵地台帳をもとに、包蔵地として保護していくこととなります。

以上の内容について、審議の程よろしくお願いいたします。

(会長) だた今の件、これまでの伊予市遺跡詳細分布調査委員会でも、修正するという事で、提案がありました。岡田委員にだいぶ見ていただきましたが、何かございせんか。

(岡田委員) 旧台帳で示された位置は、急傾斜で古墳が作れるような場所ではありません。平成3年の愛媛県の古墳分布調査報告書の地図が、(縮尺が)大きな地図を使用したのでプロットした際にズレてしまったのと、印刷時にズレてしまい、それを台帳にしてしまいました。他の場所でもズレています。本来であれば、各市町の正確な包蔵地調査カードをもとにすべきなのですが、位置を落とす時のミスと、印刷時にズレが生じました。場所が違っていたということで修正が必要です。地名の件もよくあることで、小字名と地元の通称とが異なる場合があるので注意しないといけません。今後、新しい遺跡が見つかった時にどうするか、慎重に慎重を重ねるのが大切です。また、実際に現地に行ってみて確認するのが大切です。

(会長) 経過の説明がありましたが、御意見ございせんか？

(委員5) 問題1と問題2、南坂と猿ヶ谷となっておりますが、図面をみると、高速道路建設前は、同じ位置に古墳群としてあったようにみえます。(事務局案は)南坂と猿ヶ谷、発見者の意思と伊予市が最初に設定した包蔵地名を尊重して、南坂と猿ヶ谷を分けているわけですが、今現在は分かっている人がいるからよくても、位置が近いから、将来的に、どちらかの名前に統一した方がよいと思います。

(会長) 質問がございましたが、意見があれば。

(事務局3) ありがとうございます。今の御指摘については、検討していきたいです。

(会長) 今の御意見、南坂という名称を残してしまうと、今はよくても、将来分からなくなってしまうのではないかと、という危惧ですが、委員 10、如何ですか？

(委員 10) 猿ヶ谷 2 号墳というのは、私も韓国産の陶質土器の論文でよく使用していますが、書いた論文が韓国の方にも利用（引用）されています。だから、猿ヶ谷 2 号墳という古墳名が変更になると、国際的に困ることになります。猿ヶ谷 2 号墳の下にある古墳は非常に重要なので、名称が変更されると困ります。また、私が委員になる前の話ですが、ここの古墳の名称の付け方は特殊です。古墳というのは基本的に尾根上に作るもので、尾根単位で名称をつけていく。しかしここは、高速道路を挟んで同じ尾根の南北で名称が違うので、もともとの名前のつけかたが問題です。また、遺跡名は論文で使用されるので、変更されると困るというジレンマがあります。

猿ヶ谷 2 号墳は、今回 1 号墳と 2 号墳になっていますが、実は、考古学では（ひとつの）前方後円墳じゃないかという説があるので、分けてしまうのはどうかと正直思いますが、基本的に事務局案でよいと思います。

(事務局 3) 補足させてください。この議題を文化財専門員から聞いた時、委員 10 の仰るとおり、既に出回っている名称を変更してしまうと、影響が大きいのではないかと思いました。また、当課でもいつの時点での名称なのか把握しきれないので、包蔵地名の無暗な変更はしないほうがよいとの案になりました。

委員 5 の仰る内容も、ごもっともなので、当課が管理する包蔵地台帳に、南坂が使用されることとなった経緯を必ず記載することで、当時の名称そのまましつつ、履歴を残して管理するべきではないかと思えます。

(事務局 4) よろしいですか。委員 5 から御指摘がありました、高速道路を挟んで南北で南坂と猿ヶ谷という名称が分かれた件、当時の経緯を調べました。これには、2 系統の調査があります。まず、昭和末～平成初期にかけて、長井數秋先生が調査されて、このあたりは「南坂の古墳」という認識で調査されました。

もう一方は、山本雅夫先生（故人）が、同じ場所を調査されて「猿ヶ谷の古墳」として台帳を作られています。

このお二方が、平成 4 年度に、伊予市の旧包蔵地一覧表を作る事業に参加されました。結果、猿ヶ谷 1～3 号墳と、南坂 1～4 号墳が、まとめて両方とも包蔵地になりました。結果、おふたりが調査した同一地点の古墳（の名称）が、南坂と猿ヶ谷、入り混じってしまいました。以上が、私が把握している経緯です。

(会長) 調査の経過、猿ヶ谷については既に学術的に定着した遺跡名として、これらを十分考慮したうえで、事務局案の取扱いをするということで。その際、今後誤解が生じ

ないように、調査カードに命名にいたった経過を明記するというので、よろしいでしょうか。いずれにしても、人も変わりますので、現地で再調査をしながら、更新していくということで、よろしくをお願いします。

それでは、審議事項2を事務局からお願いします。

(2) 上吾川古泉遺跡の包蔵地範囲変更について (12-18 頁)

(事務局 4) 審議事項の2は、上吾川古泉遺跡の包蔵地範囲変更について、です。資料12頁を御覧ください。

こちらは、現在3つに分かれている包蔵地をひとつにまとめ、適切な保護を目的とするものです。伊予市内でも2箇所しか確認されていない古代の廃寺の名称変更、そして包蔵地台帳の増減に関わる重要な内容ですので、審議事項としました。

上吾川古泉遺跡(古泉遺跡)と上吾川古泉廃寺(古泉廃寺)は現在、それぞれ台帳が別々に作成されていますが、発掘調査の成果からは、両者を別の台帳に分けて保護する合理的な理由が認められません。一方、古泉池遺跡は、溜池内の遺物散布地です。

上吾川古泉遺跡・上吾川古泉廃寺は、平成2年度の発掘調査の成果から、周囲に圃場整備を免れた埋蔵文化財が存在する可能性が高いといえます。上吾川古泉遺跡・上吾川古泉廃寺の南に位置する古泉池に須恵器等の遺物が散布する事実は、上吾川古泉遺跡・上吾川古泉廃寺の広がりをつかえるうえで重要です。

よって、上吾川古泉廃寺と上吾川古泉遺跡、そして古泉池遺跡をひとつの連続した包蔵地として捉えることで、一帯の埋蔵文化財を一括して保護できるようにすることを提案します。

なお、古泉池遺跡は、25年度に「消滅している可能性が高い遺跡」として報告、台帳作成されています。愛媛県教育委員会からの指導もあり、例え遺物が散布していても、既に消滅したと評価された古泉池遺跡を新規の包蔵地として扱うことはできません。しかしながら、委員4には既に御相談しておりますが、堤体内部に遺物包含層や遺構が埋蔵されている可能性を考えまして、この古泉池も、大きなひとつの上吾川古泉遺跡の包蔵地に含めるのがよいと判断しました。

以上の内容について、審議の程よろしく願いいたします。

(会長) はい。上吾川の古泉遺跡の包蔵地範囲変更について。これまで、上吾川古泉遺跡と上吾川古泉廃寺が、別々の台帳になっているので、ひとつの連続した包蔵地として保護しようという提案です。御意見、質問ございませんか？委員4、補足はありませんか？

(委員 4) この図の発掘調査の成果を見ればわかりますが、圃場整備の発掘調査では、遺物が見つかって、水路など工事で深く掘る場所、削る場所しか調査しません。なの

で、集落遺跡が存在するのが確実でも、調査が一部しかできていません。間違いなく周囲に遺跡が広がるので、このように包蔵地範囲を広くしておくのが安全と考えます。

古泉池にしても、確かに、池で遺物が拾えても遺跡としては消滅しているというのがありますが、堰堤の下から遺跡、包含層が見つかるというのが他の自治体でもありますので、池も包蔵地の線引きに含めるのがよいと、事務局にお願いしています。

(会長) 廃寺で色々出土品があるのですが、7世紀後半～8世紀初頭の寺院跡ということで、瓦の名が資料に出ていますね。委員10の調査に関わりますが、「市場かわらがはな古代窯跡群」でも様々な瓦が出土しています。その辺の関係は如何でしょうか。

(委員10) 資料14頁の地図が分かり易いですが、今回の対象の場所は、伊豫岡八幡神社のすぐ南東に位置します。伊予市内でもいくつかの豪族がいると思いますが、大谷川周辺が伊予国造ではないかという人も多いですが、それよりも西側になります。県指定史跡「伊豫岡古墳」とかありますが、そういった豪族が、おそらく氏寺を作っているのではないかという推測もできると思います。現時点で埋蔵文化財が確認できていなくても、お寺になるなら、少し広めの範囲をとっておいた方が無難です。広い範囲にするというのは基本的に賛成です。

(会長) 伊予市内の様々な遺跡との関連も明らかになるとと思いますので、包蔵地範囲を設定するという事と。

(事務局4) 先生方の御意見をいただきたいのですが、よろしいでしょうか。今回、3つある包蔵地台帳をまとめるということで、廃寺だけでなく集落の遺構もあるので、「上吾川古泉遺跡」という名称にしました。しかし、廃寺の存在が重要なのであれば、名称で「上吾川古泉廃寺」を残すという選択肢もありえると思います。

(会長) 提案事項には無いですが、名称について、事務局より質問がありました。

(委員10) 「廃寺」としてしまうと、(遺跡の性格を) 特定してしまうので、「遺跡」として、そのなかで廃寺の遺構が出たら、そこを限定して「廃寺」とするのがよいと思います。松山市の来住廃寺、久米官衙遺跡群の事例もあるので、遺跡の性格を特定するよりも、広い意味の「遺跡」とした方が、後々運用がしやすいと思います。

(会長) はい。意見を承ったので、事務局で最終的に決めていただきたいと思います。では、審議事項2については以上です。御了解いただいたということで、よろしいでしょうか。

では、令和4年度の事業計画について。余談ながら、伊予市の文化財保護審議会は年間2回だけです。審議事項が多い割には、中間的な議論が十分にできないので、大事な計画です。御提案をしっかりとお願いしたいです。では、よろしくお願いします。

#### 4. 令和4年度の事業計画

(事務局4) 19頁を御覧ください。今年度の事業計画について説明いたします。

##### (1) 指定文化財の現状調査・整理について

まず、指定文化財の現状調査・整理についてです。これは、指定文化財の現状を調査し、また指定対象を明確化する作業から構成されます。現在、資料1(20-21頁)の伊予市指定文化財「宮内家古文書」を調査しています。

令和2年度に、「宮内家古文書」の現状を確認した結果、指定対象が明示されておらず、かつ、指定書の名称と刊行物等に記載された名称が異なること、伊予市と愛媛県立図書館に分割して寄託されていることなどが判明しました。

令和4年度、指定文化財の適切な管理のため、過去の資料を洗い出した結果、以下の2点の課題を抽出しました。

##### (ア) 指定対象の明確化

過去の文献や現状を精査した結果、愛媛県立図書館寄託分1,707点と、伊予市寄託分678点が指定対象とみなせます。しかし、愛媛県立図書館に問い合わせたところ、愛媛県立図書館寄託分のうち約104点は、原本ではなく、古文書原本をコピーした複写資料であることが判明しました。これらは、伊予市寄託分の資料の複写と推測されるため、重複分を確認する必要があります。

##### (イ) 指定名の変更

次に、名称です。平成23年刊行の『いよしの文化財』で「宮内家庄屋文書」として紹介されていますが、正式に名称が変更されていませんので、指定書記載の名称から、現状では「宮内家古文書」が正式名称となっています。よって、名称の統一を図る必要があります。

この他の指定文化財も、必要に応じて現状を調査していきます。

##### (2) 刊行物について

19頁へ戻ります。刊行物について説明します。今年度は、『愛媛県伊予市所蔵郡中層化石目録』の刊行を計画しており、作業を進めています。

来年度以降の刊行を目指して編集作業を進めているのは、平成29、30年度の伊予市内遺跡発掘調査等事業の成果報告である『伊予市内遺跡詳細分布調査報告書V』、指定

文化財の翻刻である『豊川渉の思出之記』（仮称）、未指定文化財の目録である『灘町宮内家文書目録 近世編③』の3冊です。

### (3) 未指定文化財の調査等について

次に、未指定文化財の調査です。これは、令和3年の愛媛県文化財保存活用大綱の策定を受けて、昨年度から本格化させた事業です。現在計画中なのは、福田寺調査と、市場南組窯跡群第9次調査です。

まず、資料2（22-23頁）を御覧ください。福田寺は、本堂などが国の登録有形文化財になっている寺院ですが、文化財の全容を明確にするため、多角的な調査を実施しています。大洲藩に縁の寺院ですので、一部で大洲市立博物館と共同で作業を実施しています。古い襖の裏張り文書などもたくさんありますので、これも資料化できないかと方法を模索しています。具体的な計画としては、委員2にお誘いいただきました、今年夏の愛媛大学ミュージアム博物館実習で実際にこの裏張りを剥き取って、伊予市として今後どのような作業が可能かを検討できればと考えております。

次に、資料3（24-25頁）を御覧ください。市場南組窯跡群の第9次調査も、令和5年2月頃に実施予定です。

これは、市場にある愛媛県内で最古級の須恵器の生産遺跡を史跡として評価するための調査です。第8次調査は、今年の3月に委員10の多大な御協力のもと実施できました。愛媛新聞にも取り上げていただきました。記事を25頁に掲載しましたので、御確認ください。

### (4) 文化財説明看板の設置について

次に、今年度の文化財説明看板の設置についてです。今年度は、「苦厭上人開基の地」に看板を設置予定です。資料4（26-31頁）を御覧ください。

「苦厭上人開基の地」は伊予市指定史跡です。しかしながら、分からないことばかりでした。そこで、まずは調査して報告書を作成し、より正確な評価をしてから看板を設置することとしました。資料4は、その調査報告書です。委員6には御助言をいただきました。内容について、審議委員の先生方の御意見をいただければ幸いです。

（会長）多岐にわたるので、いったん、ここで切りましょう。戻りますが、まずは、(1)の指定文化財の現状調査・整理について、ということで。20頁の「宮内家古文書」の指定対象、現在「宮内家古文書」という名前になっていますが、『いよしの文化財』では「宮内家庄屋文書」と紹介しています。ここでの事務局の提案は、宮内家は、灘町宮内家の分家が下三谷や上吾川にもありますので、文書自身に地域の固有性がありますので、ある程度分類して古文書として指定、保存していくということだと思います。「上吾川宮内家文書」と名称を変更する件に関しては、如何でしょうか。経過につきまして

は、複写分の存在も含めて確認していくということで、指定名の変更は議事なので、勝手に変更できませんので、御確認いただければと思います。

関連して、灘町宮内家文書は、灘町の宮内小三郎家の文書です。灘町には他に、宮内才右衛門家の文書、宮内六右衛門の家にも文書もあり、六右衛門文書は柚山先生の御協力で資料目録を整理中です。才右衛門家の文書は、文書が子孫のところに一部しか残っていません。今発見されているのは灘町に宮内家が3家のみあります。指定時にどのような名称にするのか、指定するのかという過程で相談すればよいですが、現在、『灘町宮内家文書目録』の整理が進んでいるので、それと区別する意味で、「上吾川宮内家文書」としたいという趣旨で、よろしいでしょうか。従来、旧市町村で、指定にかかる名称は、十分にその後のことを考えて指定しているわけではありませんが、今、調査が始まりましたということでもよろしいでしょうか。

ふたつめ、刊行物については、今年度『郡中層化石目録』、そして『伊予市内遺跡詳細分布調査報告書Ⅴ』、『豊川渉の思出之記』の編集作業、『灘町宮内家文書目録 近世編③』が最終段階の編集作業です。あくまで報告ですので、よろしくお願いします。

22-23 頁で福田寺調査の説明がございました。御存知の通り、3 件の建物が国の登録有形文化財になっています。通玄庵も本堂も雨で屋根が傷んで、建築士会の皆様の御協力もあり、現在改修にはいっているわけです。建築物としての文化財の保存もあるのですが、福田寺の調査をはじめているということで、課題に沿って調査をしているということです。委員 2、愛媛大学ミュージアムの博物館で、下張り文書の採集をするということで、これを市民講座ですということですか。

(事務局 4) あくまでひとつの可能性ということです。私も不勉強でやり方がわかりませんので、どのようにするのか学ばせていただければと思います。

(委員 2) (襖は) 何枚くらいあるのですか？

(事務局 4) 「大量」にあります。

(委員 2) とりあえず、授業で扱えるのは1枚くらいとお考えください。

(会長) 実際に文化財に指定するとかではなく、福田寺の全体的な文化財的な価値を皆様に知って頂くということで、具体化していただければと思います。では、市場南組窯跡群の第9次調査について、委員 10、何かございませんか。

(委員 10) 資料 25 頁に愛媛新聞の記事を掲載しておりますが、これを読んでいただければ調査成果が理解できるかと思います。加えて、えひめ CATV で、記事を書かれた

杉本記者が、記事に書ききれなかった内容をコメントされています。会長には現地にお越しいただいたのですが、なかなか現地でもわかり辛いです。写真だけでは分かりにくいです。CATV では、イラストを交えながら、遺跡の評価をしっかりといただきました。大学の教授でも通用する内容です。CATV は 6 月上旬に放送されて、現在番組が Youtube にアップされています。検索いただくと、ニュースの解説がありまして、分かり易いです。御興味がございましたら、覗いていただければ。事務局にお願いしたいのですが、新聞記事での紹介も有難いですが、このような解説を一般向けに御紹介いただければと思います。

(※) <https://www.youtube.com/watch?v=otnQuFzGgbg>

(会長) 私も観てみますが、事務局でも確認して、行政の広報などで紹介していただければと思います。関連して、最近、国の文化審議会の専門調査会が、全国に約 47 万箇所ある周知の埋蔵文化財包蔵地のなかから、史跡候補をリスト化するようにとの提案を報告書にまとめています。東京の高輪築堤跡の保存の件で、このような報告書が出たのだと思います。伊予市においても、こういう情報を共有して、こういうものをあげていくことが大切かと思えます。委員 10 は、中長期的には市場南組から更に広げていられるおつもりですが、伊予市には(国の)史跡がないので、引き続きよろしく願います。

では、(4) の文化財説明看板の設置について、「苦厭上人開基の地」の調査を行っているとの報告がございました。質問、御意見などございましたら、お聞かせください。

よろしいですか？ 予算の関係ですが、伊予市の各地を廻っていますと、板面が擦り切れて読めない看板ががございます。南伊予の「後藤又兵衛菩提所」では、熱心な皆様が、5 月に桜(※又兵衛桜)を植樹するなどしており、板面もきれいになっていますが、同じく指定文化財になっている同じ敷地内の「長泉寺石造層塔」の看板は、文字が薄れて見えなくなっているという実情があります。このような意見が市民から出ています。ひとつずつやってはいますが、そのスピードを上げて一斉にやっていただければと。一応、「苦厭上人開基の地」の再調査をしているということです。伝説的なものなので、伝承としてしか残らないものですが、それはそれとして調査をしています。

よろしいでしょうか。では、(5) をお願いします。

#### (5) 市民向け普及啓発活動について

(事務局 4) 19 頁へお戻りください。つづきまして、(5) の、市民向け普及啓発活動について、です。

今年度は、既に各地の公民館に児童向け講座の宣伝をしています。また、昨年度に引き続き、公民館だよりや広報いよしでの情報発信に力を入れていきます。

新しい取り組みとしては、民俗映像の Youtube 公開があります。詳細については、事

務局 2 から説明がございました。

(事務局 2) 32 頁の資料 5 を御覧ください。20 年以上前になりますが、下唐川の井ノ口春子さんという方から、VHS テープで伊予市立図書館に御寄贈頂いた映像がございました。活用ができていませんでしたが、昨年度の審議会で委員 2 からの御意見がございましたので、デジタル化に向けて当教育委員会職員が、VHS からデジタル化し、Youtube に転送しているところです。著作権の問題がないか確認中のため、公開できてはいないのですが、その内容を 32-35 頁にお示ししております。以上です。

(委員 2) 今の件、VHS というのは、この方が撮影されたものですか？

(事務局 2) はい。全部で 130 本くらいあります。20 年ほど前のものですが、奇跡的に傷まずにほぼデジタル化できました。

(会長) ビデオ倶楽部というのがありまして、熱心に、若い方や歴史文化の会の方々も参加して撮影してきました。平成の初めくらいからがほとんどだと思いますが、既に無くなってしまった祭りも撮影されていますので、活用したいと思います。佐礼谷小学校に戦前のモノがありますよね。中山双海にもないのでしょうか。

(委員 5) 公民館の方で、いろんな行事を記録しているのがあります。整理していただいたら、一年間の行事、何年ごとに 1 回実施する行事 (の映像) があるのでは。

(事務局 2) 昭和 20 年代くらいに鉾山を記録する際に、行事も一緒に撮影したものが、佐礼谷の DVD としてあります。

(会長) アーカイブズを作っていただくということで。

(事務局 2) 写真や映像などがございましたら、そういったものも記録していきます。

(会長) 関連して質問ですが、愛媛県の祭り行事調査は、いつ出されるのですか？

(事務局 2) 委員 2 からも指摘がありましたが、網羅的に調査したものを伊予市も提出したのですが、各市町から提出されたものから 30 程に絞られて報告書に載ることとなりますが、残念ながら伊予市の祭りは愛媛県の冊子には載らないと思います。

(会長) 提出した調査報告書は、記録として残すのですよね。

(事務局 2) はい。また、各方面から祭り行事に関しての問い合わせがありまして、遍路「山四国」関連など、多角的な活用がされるというのは聞いています。

(会長) 無形文化財を調査しようということで、文化庁からきているわけですが、少なくとも伊予市の分は、愛媛県とは別にまとめて公開しないといけません。

(事務局 2) 各地域の委員の皆様の協力を得て、まとめておりますので、またお示いたします。

(会長) よろしいでしょうか。では、つづきをお願いします。

#### (6) 文化財保存顕彰事業について

(事務局 4) つづいて、(6)文化財保存顕彰事業について、です。資料 6 (36 頁) を御覧ください。昨年度に引き続き、県指定史跡、伊豫岡古墳における支障木伐採事業が実施されます。

伐採の対象となるのは、36 頁に数字で示した 33 本の支障木です。1 号墳、2 号墳、3 号墳の墳丘を傷める可能性がある樹木のほか、隣家にかかる樹木が対象となります。

#### (7) その他

最後に、(7)その他、へ移ります。

当教育委員会では、今年度開始した「伊豫稲荷神社宝物館」文化財保存管理活用調査委員会に、職員を委員として派遣し、各種調査でお手伝いさせていただいております。稲荷神社には、指定、未指定の貴重な文化財が数多く保管されており、これらの適切な保護のためです。

次に、彩浜館の活用についてですが、これは、事務局 1 より説明がございます。

(事務局 1) 彩浜館の活用について御報告させていただきます。冒頭、会長より若干お話をいただきましたが、今年初め、伊予市文化協会、伊豫市歴史文化の会、伊予市観光ボランティアの会の関係者の方が市長を訪ねまして、伊予市の歴史文化に関する資料館の検討について要望がありました。これに関しては、市長の方から、今の伊予市の現状から、資料館等の建設は非常に困難であると回答がありました。ただ、文化財等の市民への周知、利活用について積極的に検討を進めていくことを指示いただきました。これに伴い、市長より、彩浜館を利用して、文化財等の周知等を行うことを検討するように、指示をいただきました。伊予市の彩浜館という施設、古くは郡中町の迎賓館としての役割があつて、現在は建て替わっているのですが、珍しいサザエ堀という海水の水位がわ

かる施設もあります。それについて、社会教育課のみならず、彩浜館を管理する商工観光課、本庁の関係課も交えて検討させていただいて、現在も利用者がございますので、建物全体を使うことはできませんので、取りあえず、1階のエントランスホール、ここは、以前は小学校や幼稚園保育所の作品展示をおこなってききましたが、ここを利用して、市民に歩いて見ていただく企画展示展をしてはどうかと、今現在話を進めさせていただいています。IYO 夢みらい館でも連動した企画展示を実施することで、一箇所だけの展示ではなく、郡中の街並みを通して、彩浜館と IYO 夢みらい館を結ぶ導線を作ることができないかと、検討中です。

(冒頭の自己紹介で) 委員7からもお話がありましたが、現在、伊予市の民具、文化財がどのように保管されているのか非常に問題になっています。御指摘の通り、旧小学校校舎等に保存している状態です。どういったものを市民に提示すべきか、管理人を置く必要があるのか、整理から始めないといけないのですが、年内～年明けには企画展を実現したいと考えております。先ほどのお話にありましたが、本日までご出席の委員の皆様にご協力をお願いすることもあるかとは思いますが、以上、彩浜館の展示の報告です。

また、並行いたしまして、彩浜館全体を展示館とする点についても、すぐに結論が出ることはありませんが、市長より検討を指示されています。これについては、現在の管理している商工観光課、総務課、財政課と連動しながら協議をすすめていく必要がございます。会長から意見書を受けていますが、これを叩き台として、継続的にどう考えていくか、社会教育課だけでなく、伊予市全体として継続して検討していくという方向性はできています。いつまでという期限はありませんが、伊予市の取り組みを御報告いたします。

(会長) 彩浜館の話は、初めて聞かれた方々が多いと思いますが、前回の審議会でもありましたが、伊予市には旧石器から現代まで、双海中山も含めて、松山平野のなかで有数の多種多様な重要な文化財があり、これを総合的に保存活用していくという計画と、市民の関心を高めていくための展示場、資料館が必要ということで、市長にお願いに行きました。市長から逆に提案いただきまして、彩浜館を使おうということになりました。計画作りからはじめて何年もかけるのではなく、今年やれることからやろうということになりました。折角御提案いただきましたので、展示の場所が限られていますから。この IYO 夢みらい館をどうするか。旧図書館には展示室がありましたが、ここには設けられないので別途考えましよう、宿題になっていました。ここで企画展示できることもあるでしょうが、そういうなかで、文化財保護法が改正されましたので、文化財の保存活用に加えて、町づくりや活性化、観光に有意義になるようにということで。今、事務局1から詳細な説明があり喜んでおります。あんな場所ではいかんぞ、という意見もあるとは思いますが、御意見がありましたらよろしく申し上げます。逐一、皆さまにも御説明するというので、御願います。

(事務局 4) 次に、改修工事に伴う宮下新池の試掘調査と現状変更です。

これは、宮下にある宮下新池という溜池の耐震対策工事として、中予地方局により来年度計画されています。令和 2 年度の第 2 回審議会で協議していただきましたが、宮下新池全体が伊予市指定史跡「今岡御所」に指定されています。よって、事前に現状変更の手続きが必要となります。史跡を対象とした大規模な公共工事ということで、慎重に手続きを進めていきます。

また、この宮下新池とその堤体は、周知の埋蔵文化財包蔵地「宮下新池遺跡」と「茶臼山古墳」に含まれますので、文化財保護法第 94 条に基づく通知が必要となります。通知に伴い、試掘調査の実施が必要になると予想されますので、こちらも確実に対応してまいります。

次に、包蔵地台帳の整理についてです。今年の 6 月 1 日の時点で、伊予市内の周知の埋蔵文化財包蔵地は、339 箇所となっております。このうち、愛媛県教育委員会と伊予市教育委員会が台帳を共有しているのは 80 箇所です。残りの台帳も、市と県が共有していく必要があります。

埋蔵文化財を適切に保護していくため、本日の審議事項にありましたように、位置情報を確認し、範囲を明確化させたり、または台帳を統廃合したりと、台帳を整理していきます。以上です。

(会長) 具体的な計画がまた出ましたら、委員 4 から御指導いただければ。

(委員 4) 県の改修事業となると、どこにトレンチを入れるか難しいですね。溜池の角っこ (※堤体の北西隅)、出っ張って円墳のようなラインになっていますので、そのあたりが工事に関係するかですね。今、石碑が建っていますが。あのあたりが気になります。そこが工事に影響するのか、十分見てもらえればと思います。

(会長) はい。話を「伊豫稲荷神社宝物館」文化財保存管理活用調査委員会に戻して、経過を御説明いたします。稲荷神社は、現在 1200 年祭の奉賛会ができております。旧山崎庄のエリアなのですが、祭の関連事業で、宝物館 (の改修等) がございます。委員 8、あれはいつできたのでしょうか？

(委員 8) 昭和 39 年です。

(会長) 昭和 39 年に、かつて神社横にあった宝物館を移動させて新しい宝物館を建てたのですが、雨漏りも生じて老朽化しており、奉賛会が、伊予市教育委員会や我々の所

にも相談に来られて、専門的なことがわからないので御協力を、と要請されました。政教分離から、神社の事業で伊予市教育委員会が協力するのは困難ですので、伊予市文化協会が受け皿となって、独立した調査委員会を立ち上げました。体制は、柚山俊夫先生を委員長、私が副委員長です。柚山先生の御尽力で、歴博の井上学芸課長、美術館の土居学芸課長、県文化財保護課の石岡氏など、各分野の専門家 20 人くらいで、委員 1 や委員 8 にも加わっていただいて、委員会を立ち上げました。今、調査を始めています。調査対象は、宝物館には伊予市の指定文化財が 7 件ありまして、その状態も、はっきり言って悪いです。湿度が高く、証明も蛍光灯で、所有者側に管理をよくしていただく助言をしていきますが、全体の調査と、そして、長い歴史の中で古い鎧、刀剣類、焼物、中世古文書がありまして、多種多様なものを、稲荷神社が宝物館以外に保管している文化財もありますので、総合調査のようになっています。今年 5 月に開始して、来年 5 月、式典までに毎月調査していただいて、報告書にまとめます。稲荷神社の文化財調査ということで、県下のいろんな専門家に協力していただいて、大変勉強になっています。保存活用のひとつのスタイルとして、実績になると考えています。成果は、調査報告書は出しますし、それをもとに公開し、地域の学習への活用を期待しています。神社が、山崎庄という広い地域の発展に関わっていることを示す古文書も出ております。来年の夏まで、一年間進めますので、教育委員会の御協力もいただきたいです。

では、来年度の事業計画の提案でした。多岐に渡りますし、宿題になっていることもありますので、皆さまから御意見ございましたら、出していただきたいです。何かございませんか？委員 9。

(委員 9) この前言った扶桑木の件ですが、私も昔、扶桑木の破片を持って帰ったのですが、最初はきれいだったのですが、割れてしまいました。埋蔵文化財で木材(木製品)が出土した場合は、水の中に入れて保存すると見たことがあるのですが、扶桑木に関しては、どのような状態にあったのか分かりませんが、それに近い状態にすれば保存できるのかなど、疑問に思っております。松浦元委員の家の玄関にあった扶桑木は、全く割れておらず、どうやって処理したのか疑問に思っていますが、先代の方からの引継ぎなので、分からないということでした。

(会長) 扶桑木についてですが、以前の審議会でも議論になりましたが、双海地域事務所のエントランスに置かれている扶桑木が、今度、JA の事務所ができていますと思いますが、これが今、どうなったのかも含めて、御説明いただきたいです。

(事務局 1) はい。お話いただいた扶桑木ですが、もともと、しおさい公園の体育館の玄関に置かれていましたが、何年か前に国体があった際に、双海地域事務所の玄関のところに移動しました。会長が申しましたとおり、JA の事務所が出来ましたので、少し隔

に置かせていただいております。そこに置いておくのはよくないと認識しておりますので、先程の彩浜館のエントランスに常時見ていただけるように移動するという予定にしています。いつまでとは決めていませんが、これについては、今年度中には作業を終わらせたいと考えています。状態につきましては、特に劣化した状態ではなさそうなので、手を入れないといけない状況ではないと、報告を受けています。

(委員 1) あの扶桑木は、以前、保存処理をしていただいています。そうすれば、少々状態が悪い場所でも、もちます。樹脂処理をしています。扶桑木は、そのままほっておくと乾燥してパラパラになります。だから、湿度 70%くらいで保たないといけないので、保存が大変です。大きなケースに入れておくといいですが、このような場所では、2、3日でパラパラになります。だから、彩浜館は、室内なら大丈夫ですが、屋外には置かないようにしてください。

(事務局 1) 彩浜館では、屋内での観覧となりますので、屋外には置きません。

(委員 1) 光源が大切です。紫外線に弱いですから。この部屋は LED ですが、紫外線が出ます。LED はもともと青色に蛍光体を入れて可視光線に変えています。ブルーライトが出ています。昔は、博物館用の特別な蛍光灯がありましたが、このようなものを使用しないと、この館でも、資料を晒しておくで焼けていきます。だから、展示される場合は、光源と湿度に十分に注意してください。

(会長) ありがとうございます。方向性と劣化対策ということで。他には、どうでしょうか。

(委員 6) 委員 10 にお願ひですが、市場の窯跡調査の Youtube の件で、アクセスの仕方をもう一度教えていただけますか。

(委員 10) Youtube で「愛媛新聞」と検索していただいて、その公式チャンネルに動画のリストがございます。

(会長) 他にございませんか？委員 8、委員 5 も大丈夫ですか？委員 3、例の萬安港の絵地図の件で。

(委員 3) 萬安港の郡中港絵図は、ちゃんと保存していただいております。

(会長) 『伊予市誌』等には写真が掲載されていますが、松前史談会で保管していた

いています。一応皆さんで調査して、本物、原本だということで。その取扱いを、まだ、寄贈なり寄託なり、松前史談会さんの鷲野会長が考えてくださっているのです、その段階で、伊予市教育委員会がこれを受けるにあたって、指定文化財にするのか、いっぺん検討して、またここでかけていただくことになると思います。委員3の御尽力で。テレビ局も来てびっくりされておりました。ありがとうございました。

委員10、委員4、何かございませんか。

(委員4) 伊豫稲荷神社の宝物館で、稲荷神社の宮司さんが兼務されていた関係で、松前町の伊予神社の経筒がありますね。あれをどう処理するか。あれ、松前町指定文化財なんですよ。県としても重要な資料ですが、それをどう扱うか。松前町でも、町指定しておきながら町内にないと問題になると思います。松前町としても返していただきたいですが、宮司さんが決めることですから。あと、焼物にも良いものがあります。何年か前に何点か実測しましたが、砥部焼としても重要なものがありますので、石岡氏にお願いして十分に調査ください。

(委員10) 次の審議会は年明けくらいでしょうから、その頃に、計画にあります市場南組窯跡の調査をしていただいていると思いますので、委員の皆様に来ていただくのが一番いいのかなと思います。事務局の皆様にも、また御協力いただきながら調査を進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

(会長) 2月くらいに調査ということで、Youtubeでも配信されているようですので、企画展や講演会等しながら、市民の関心を高めていくということで。公開活用などを具体的な計画のなかに入れていただきたく思います。他にございませんか。事務局も。

この場に教育長も事務局長もおられますが、このIYO夢みらい館を、来年4月を目途に指定管理を導入するというので、議会でも答弁されましたが、具体的な動きも出ています。図書館の管理運営計画に関わりまして、ここは図書館、文化ホール、公民館的機能を、ひとつの複合施設にしました。それぞれの役割をだして、一体的に管理運営していこうと。共通した理念を以って、総合的に、夢みらいを見ていこうと建てられました。図書館と文化財保護は、この図書館に歴史的な文書だけでなく様々な資料が保管されています。この文化ホールは、市民会館的な利用というのがあります。図書館と文化財保護の関係ですね。ここも、業務としては教育委員会が管轄すると思うので、是非、図書館法、文化財保護法に基づいて、市民サービスが充実するような指定管理方式を考えていただきたいです。聞くところによると、スケジュールは、8月にはプロポーザルを進めていくとのこと。検討中ですが、文化財関係を今後どうしていくか、今の段階でお考えがあれば聞かせていただきたいです。

(事務局2) 文化財、収蔵庫、遺物、古文書などに関しては、伊予市教育委員会が管理していきます。指定管理者については、図書館が中心ではありますが、郷土資料等、切り離せない部分もありますので、仕様書などに含めていきたいと思います。

(会長) 県下でも文化財、博物館等も指定管理になっていますので、指定管理者と教育委員会、両輪のかたちでお願いしたいです。では、よろしければ、これで審議会を終わろうと思います。今後ともよろしくお願ひします。本日はありがとうございました。

(事務局3) 議事進行ありがとうございました。それでは、閉会の挨拶を教育長よりお願ひします。

(教育長の挨拶で閉会した)